第5章　法令等による届出状況

第1節　大気・騒音・振動・公害防止等に関する届出

1 大 気

大気関係の届出には、大気汚染防止法、熊本県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という）に基づくばい煙発生施設、粉じん発生施設などの施設の設置、構造等の変更に関する届出や、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業などの作業実施届出などがあります。

その他、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置や構造等の変更などに関しても届出が必要です。

平成 24 年度における届出状況は次表のとおりでした。（表 5-1-1、表 5-1-2）

表 5-1-1　大気に関する届出件数

届出の種類 ＼ 法律・条例	特定施設関係						特定粉じん排出等作業	計
	設置	使用	構造等変更	廃止	氏名等変更	承継		
大気汚染防止法	11	0	0	17	19	4	32	83
県　条　例	3	0	0	4	8	1		16
ダイオキシン類対策特別措置法	0	0	0	0	3	0		3

表 5-1-2　特定粉じん排出作業実施の届出件数推移

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	計
件数	2	0	4	46	70	39	23	40	34	24	32	314

2 騒 音

騒音関係の届出は、騒音規制法及び県条例に基づく、特定施設の設置や施設数の変更等に関する届出及び特定建設作業の実施届出並びに県条例に基づく特定作業の実施届出があります。

平成 24 年度における届出状況は次表のとおりでした。（表 5-1-3）

表 5-1-3　騒音に関する届出件数

届出の種類 ＼ 法律・条例	特定施設関係							特定建設作業	特定作業	計
	設置	使用	数等変更	騒音防止等の方法変更	廃止	氏名等変更	承継			
騒音規制法	10	0	5	0	2	34	5	335		391
県条例	84	0	15	0	8	28	3	883	0	1,021

3 振 動

振動関係の届出は、振動規制法に基づく特定施設の設置や施設数の変更等に関する届出、

及び特定建設作業の実施届出があります。

平成 24 年度における届出状況は次表のとおりでした。(表 5-1-4)

表 5-1-4 振動に関する届出件数

届出種類 / 法律	特定施設関係							特定建設作業	計
	設置	使用	数等変更	振動防止等の方法変更	廃止	氏名等変更	承継		
振動規制法	8	0	6	0	1	17	1	248	281

4 公害防止組織の整備

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、法律の対象となる特定工場の事業者は、公害防止を図るため、公害防止統括者や公害防止管理者などを選任し、届け出ることが義務づけられています。(表 5-1-5)

表 5-1-5 公害防止組織の整備に関する届出件数

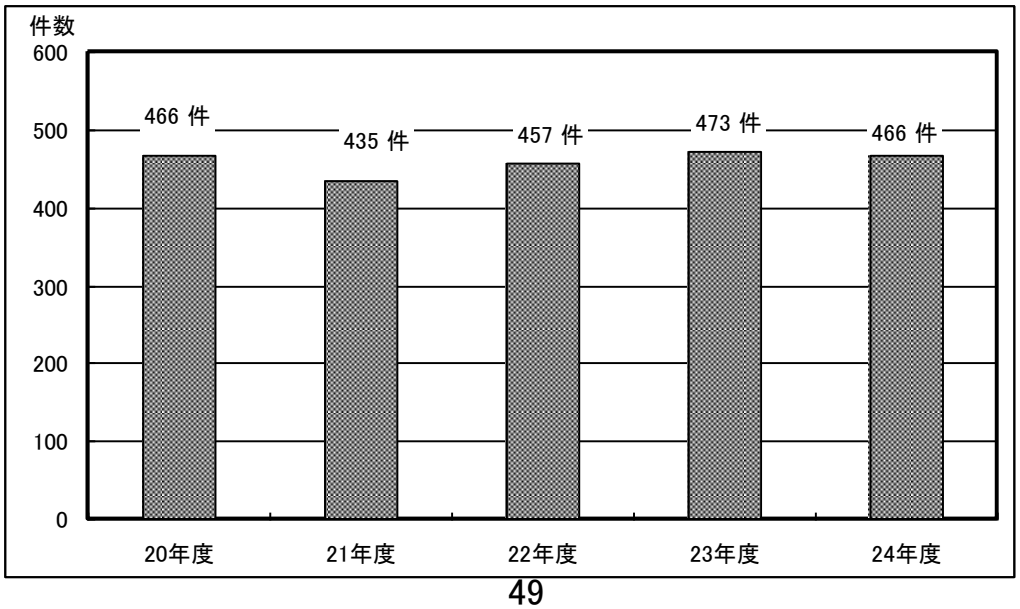
届出種類 / 法律	公害防止統括者		公害防止管理者		公害防止主任管理者		計
	選任届	代理者	選任届	代理者	選任届	代理者	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	4	3	4	3	0	0	14

5 公害防止事前指導等

工場や事業場の用に供する建築物の建築確認申請(新築、増築、改築及び移転並びに大規模な修繕又は模様替え並びに用途変更を含む)の際、公害の発生を未然に防止するため当該建築確認申請者に対して、「熊本市公害防止事前指導要綱」(平成 10 年度制定)に基づく、公害防止事前指導届出書を提出させ、建築物の建設工事や空調室外機などの設置により周辺環境に悪影響が及ばないよう、事前に審査・指導を行っています。

また、中高層建築物指導要綱に基づき、マンション・アパートなどの共同住宅建設にあたっての公害防止に係る指導を行っています。

平成 24 年度の届出件数は、466 件でした。(図 5-1-1)



第2節　化学物質に関する届出

1　PRTR 制度

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「化管法」という)は事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、特定の化学物質の排出先やその量、移動先やその量などの基本的な情報を共有化することで、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

化管法では PRTR 制度に基づき、対象となる事業者は年度ごとに人の健康や生態系に支障を及ぼすおそれがある化学物質がどのくらい大気や公共用水域などの環境中に排出されたか(以下「排出量」という)、あるいは下水や廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたか(以下「移動量」という)を届出、また、国はそれらのデータを集計し、公表することとなっています。

本市では県からの権限委譲に伴い、平成 24 年度から業務を実施しています。

(1)市内の排出量、移動量の届出状況

平成 24 年度には、平成 23 年度の排出量、移動量について、熊本市内の 22 業種、134 事業所から届出がありました。その内訳は、ガソリンスタンドなどの燃料小売業が最も多く、全体の 68%でした。その他、届出が多かった業種は事業所や家庭などから廃棄物を受入れる下水道業や一般廃棄物処理業、金属製品製造業、石油製品・石炭製品製造業などです。(表 5-2-1)

表 5-2-1 業種別の届出状況(平成 24 年度　熊本市分)

業種名	届出事業所数	業種名	届出事業所数
製造業	28	製造業	
食料品製造業	3	一般機械器具製造業	2
飲料・たばこ・飼料製造業	2	電気機械器具製造業	2
酒類製造業	1	輸送用機械器具製造業	1
木材・木製品製造業	1	医療用機械器具・医療用品製造業	1
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	下水道業	6
出版・印刷・同関連産業	1	鉄道業	1
医薬品製造業	1	燃料小売業	91
農薬製造業	1	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	4
石油製品・石炭製品製造業	4	高等教育機関	2
プラスチック製品製造業	2	産業廃棄物処分業	1
金属製品製造業	5	自然科学研究所	1
業種別届出事業所数(平成24年度)		計　134　事業所	

(2)市内の排出量、移動量の集計結果

平成 24 年度は市内事業所から、届出の対象となる化学物質 462 物質の内、48 物質について届出がありました。排出量の合計は 286 トン/年(78%)、移動量は 82 トン/年(22%)、排出量と移動量の合計は 368 トン/年でした。(表 5-2-2)

化学物質別に排出量・移動量の合計を見ると、主に燃料から給油中などに大気へ排出されることにより発生する揮発性有機化合物(トルエン、キシレン、ノルマル-ヘキサン、エチルベンゼン、1,2,4-トリメチルベンゼン)や、プラスチック接着溶剤等に使用される塩化メチル、塗料や溶剤などとして使用される塩化メチレン、水処理剤などに使用されるほう素化合物などが多く、上位 10 物

質で合計量の 93%を占めています。めっきの表面処理剤などに使用されるニッケル化合物は届出のあった量の全てが廃棄物として処分されるため、環境中への排出はありません。同様に、ふっ化水素についても 75%が廃棄物として処分されています。(表 5-2-3)(図 5-2-1)

業種別に排出量に注目して見ると、プラスチック製品製造業、金属製品製造業、下水道業、木材・木製品製造業などから環境中へ化学物質を多く排出していますが、これらの業種については特定の事業所から排出する量が多く、これらの業種が操業形態の見直しや、化学物質の回収効率を向上させることで排出量の削減に大きく寄与すると考えられます。(表 5-2-4)(図 5-2-2)

表 5-2-2 届出排出量・移動量

排出量(トン)				移動量(トン)		排出量及び移動量(トン)
大気	公共用水域	土壌	埋立	下水道	廃棄物	
244 (0.15%)	42 (0.49%)	0	0	1 (0.07%)	81 (0.04%)	368
286 (0.16%)				82 (0.04%)		(0.09%)

※( )内は全国比

表 5-2-3 届出排出量・移動量の上位 10 物質とその量

	対象化学物質名	届出数	排出量(トン)					移動量(トン)			排出・移動量合計(トン)	割合
			大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計		
1	塩化メチル	1	120.0	0.0	0.0	0.0	120.0	0.0	0.0	0.0	120.0	32.6
2	ふっ化水素及びその水溶性塩	12	1.2	13.1	0.0	0.0	14.3	1.0	41.8	42.8	57.1	15.5
3	トルエン	94	37.9	0.0	0.0	0.0	37.9	0.0	2.9	2.9	40.7	11.1
4	塩化メチレン	12	33.8	0.0	0.0	0.0	33.8	0.0	3.0	3.0	36.8	10.0
5	キシレン	96	23.1	0.0	0.0	0.0	23.1	0.0	3.1	3.1	26.2	7.1
6	ニッケル化合物	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	18.3	18.8	18.8	5.1
7	ほう素化合物	11	0.0	14.3	0.0	0.0	14.3	0.0	0.1	0.1	14.4	3.9
8	ノルマルーヘキサン	89	10.4	0.0	0.0	0.0	10.4	0.0	2.4	2.4	12.8	3.5
9	エチルベンゼン	88	7.9	0.0	0.0	0.0	7.9	0.0	0.7	0.7	8.6	2.3
10	1，2，4ートリメチルベンゼン	92	6.1	0.0	0.0	0.0	6.1	0.0	0.2	0.2	6.2	1.7
	その他	422	3.7	15.1	0.0	0.0	18.8	0.0	8.0	8.0	26.8	7.3
	合計(延べ数)	919	243.9	42.5	0.0	0.0	286.4	1.4	80.6	82.0	368.4	100

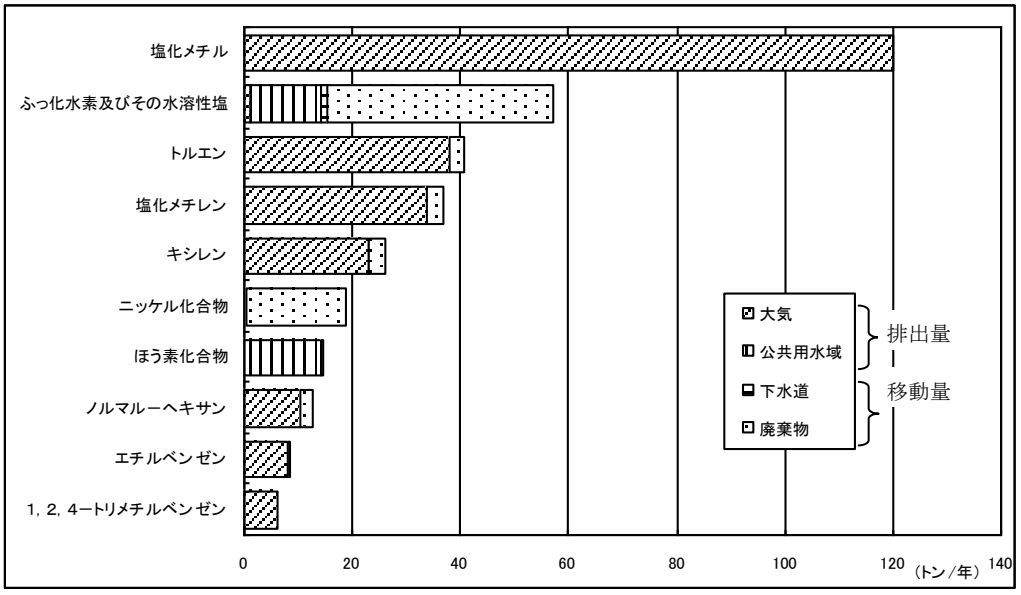


図 5-2-1 届出排出量・移動量の上位 10 物質とその量

表 5-2-4 届出排出量・移動量の上位 10 物質とその量

	業種名	届出数	排出量（トン）					移動量（トン）			排出・移動量合計（トン）	割合
			大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計		
1	プラスチック製品製造業	2	144.9	0.0	0.0	0.0	144.9	0.0	0.4	0.4	145.3	39.4
2	金属製品製造業	5	26.0	0.0	0.0	0.0	2.6	1.2	26.1	27.2	53.2	14.4
3	電気機械器具製造業	2	1.6	0.0	0.0	0.0	1.6	0.3	43.8	44.1	45.6	12.4
4	下水道業	6	0.0	36.6	0.0	0.0	36.6	0.0	0.0	0.0	36.6	9.9
5	木材・木製品製造業	1	33.0	0.0	0.0	0.0	33.0	0.0	0.0	0.0	33.0	9.0
6	燃料小売業	91	17.4	0.0	0.0	0.0	17.4	0.0	0.0	0.0	17.4	4.7
7	飲料・たばこ・飼料製造業	2	12.2	0.0	0.0	0.0	12.2	0.0	0.0	0.0	12.2	3.3
8	一般機械器具製造業	2	6.3	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	3.5	3.5	9.8	2.7
9	高等教育機関	2	1.3	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	6.6	6.6	7.9	2.1
10	医療用機械器具・医療用品製造業	1	0.0	5.7	0.0	0.0	5.7	0.0	0.0	0.0	5.7	1.5
	その他	805	1.3	0.1	0.0	0.0	24.8	0.0	0.2	0.2	1.6	0.4
	合計（延べ数）	919	243.9	42.5	0.0	0.0	286.4	1.4	80.6	82.0	368.4	100

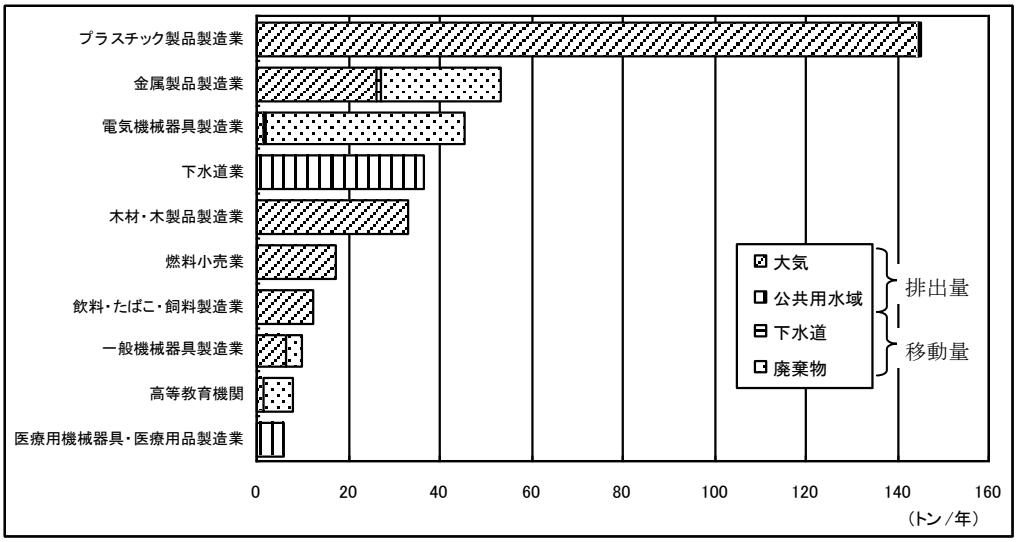


図 5-2-2 届出排出量・移動量の上位 10 業種とその量